

第2WG・経済統計

(海外事業活動基本調査の名簿の作成方法)

名簿の作成方法

- 前年の海外事業活動基本調査名簿に加え、経済産業省企業活動基本調査の名簿のほか、民間情報を基に、調査対象企業を選定し、当年の調査対象名簿を作成している。
- 過去、経済センサス－基礎調査名簿（事業所母集団データベース）を活用していたが、令和元年調査から「海外の子会社数」の調査項目が削除となったことから、以後、事業所母集団データベースは活用できない。

海外事業活動基本調査の概要

○目的

我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための資料を得ること。

○調査対象

①本社企業

- ・海外に現地法人を有する我が国企業（金融業、保険業及び不動産業を除く。）

②現地法人

- ・海外子会社：日本側出資比率が10%以上の外国法人
- ・海外孫会社：日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人

○調査項目

①「本社企業調査票」

企業の概要、企業の操業状況等、雇用の状況、損益計算書項目、現地法人からの受取収益

②「現地法人調査票」

現地法人の概要、出資状況、操業状況、解散、撤退、出資比率の低下の時期、雇用の状況、事業活動の状況、費用、収益・利益処分、研究開発の状況、設備投資の状況